

議題1 (委員会決裁事項(規則第3条第1号))

府立高等学校再編整備計画に基づく学びの多様化学校の設置について

標記について、別紙の方針をもとに設置することを決定する。  
今後は、学びの多様化学校の指定に向け文部科学省との協議を開始する。

令和7年2月14日

大阪府教育委員会

## 1 府立高等学校再編整備計画に基づく学びの多様化学校設置（案）

### （1）設置に向けた方向性

全国的に不登校生徒数が増加を続けるなか、府としても早急な対応が必要である。以下の基本的な考え方のもと、学校カリキュラムや支援体制の検討を行い、学びの多様化学校の特例の教育課程を文部科学省との協議によって決定する。

### （2）設置年度と受入れ方針

令和8年度に開校し、当面の間は府立高校からの転学の受入れのみ行う。受入れ生徒の決定方法等については、引き続き検討し、決定後公表する。

### （3）基本的な考え方

#### ① スクールミッション

- 不登校を経験した生徒に、社会性や自己効力感を育み、「精神的」「経済的」に自立できる力や自信を育成する
- 不登校対応ノウハウを蓄積し、府立高校全体の不登校生徒支援に関するセンター的な役割を担う

#### ② グラデュエーションポリシー

- 生徒が自らの可能性と将来を前向きに考え、希望する進路を実現する
- 心身の健康状態に気づき、持続的に健康を維持できる力を育成する
- 興味のあることを見つけ「自ら学ぶ力」を育成する
- 自立した社会生活を送るための基本的な社会スキルやコミュニケーション能力を育成する

#### ③ カリキュラムポリシー

- 学校外の学習や、自己学習、自己肯定感、自己有用感を高める取組みを柔軟に卒業要件の単位として認めていくカリキュラムとする
- 興味・関心にあった学び、体験的な学び、自分のキャリアを考える学びを卒業要件の単位としていく
- 自分の体調等に応じて柔軟に学びのペースを変化させられる時間割とする

# (参考) 学びの多様化学校設置に係る検討状況について

## < 背景・現状 >

府立高校における令和5年度の不登校生徒数が**4,752人**（国問題行動等調査）となっており、不登校生徒への支援が喫緊の課題。「学びの多様化学校」においては、教育課程の特例により、遠隔授業等で修得できる単位数上限の緩和や週あたりの授業時数減など、不登校生徒に対し、より柔軟な学びが提供可能。

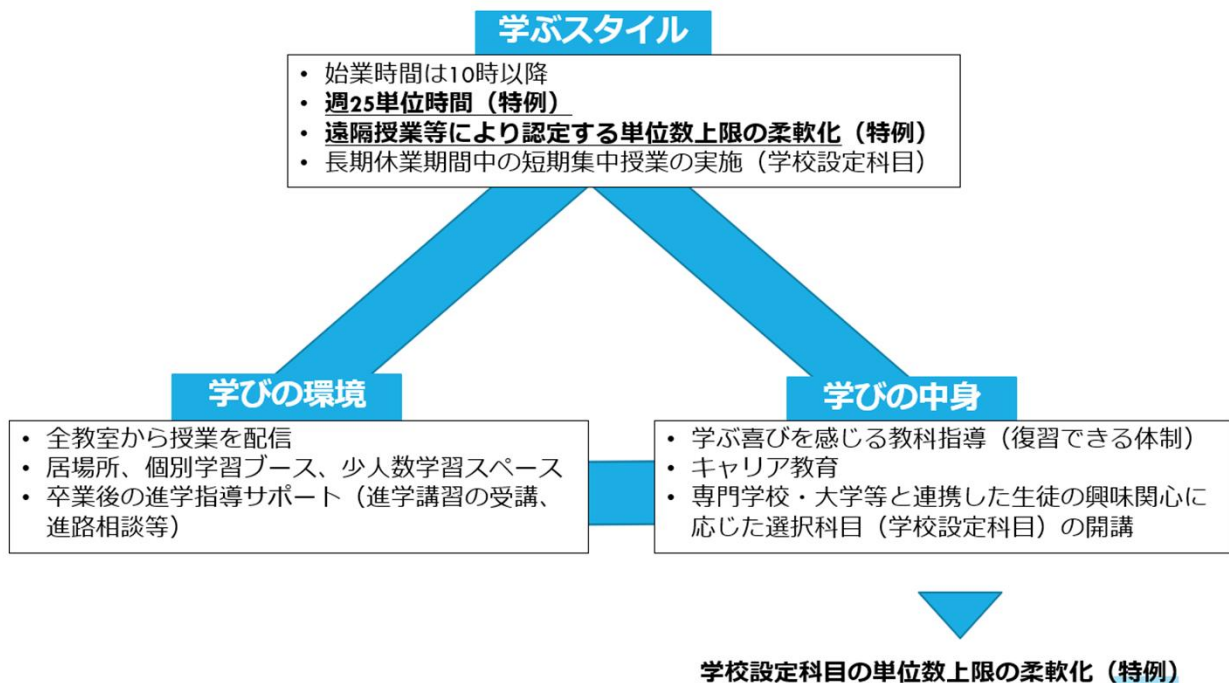
## < 学校のコンセプト >

- 不登校を経験した生徒に、社会性や自己効力感を育み、「精神的」「経済的」に自立できる力や自信を育成する。
- 不登校対応ノウハウを蓄積し、府立高校全体の不登校生徒支援に関するセンター的な役割を担う。

## < 学校における特徴ある取組み >

全日制単位制普通科を基本とした学びの多様化学校を支える「仕組み・仕掛け」（たたき案）

※下線部が特例項目  
特例項目に関しては、文部科学省との協議により決定



## < 開校スケジュール・受入れ方法 >

- ・ 現府立高校の一部施設を活用し、分校として令和8年4月に開校する。
- ・ 令和8年度は、1年生、2年生を他の府立高校からの転入として受け入れる。
- ・ 受入れにあたっては、必ず事前の学校見学、体験入学等が必要。

## < 今後のスケジュール >

令和7年2月	学びの多様化学校設置決定（教育委員会会議）
令和7年4月	教育課程特例に関する文部科学省協議開始
令和7年12月	教育課程の特例に関する内示予定
令和8年3月	教育課程の特例事項決定
令和8年4月	開校・順次受入れ